

第5次宮古島市男女共同参画計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第5次宮古島市男女共同参画計画策定業務委託

2. 業務の目的

本市では、令和4年3月に「第4次宮古島市男女共同参画計画」を策定し、「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」を基本理念に、「第4次宮古島市男女共同参画計画～うい・ずうプラン～」に基づく施策の展開を図ってきた。

令和8年度末をもって本計画の最終年度を迎えることから、計画の取り組み状況を確認し、社会情勢及び市民の意識、価値観の変化を踏まえ、さらなる推進が図れるように計画を策定する。

3. 業務期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

(1) 男女共同参画関連データの収集・分析

市民意識調査及び事業所意識調査によって得られた結果を分析し、又、国・県が定める第6次沖縄県男女共同参画計画、宮古島市の上位計画との整合性を図り、収集した情報を整理し計画に反映させる。

①市民意識調査の実施

ア 調査対象

市民 2,500 人、事業所 500 件、市内小中学生 1,200 人

イ 調査方法

調査項目については、契約後委託者と協議して決定する。調査票については受託者が用意し、発送、回収を行う。市民、事業所については郵送配布、郵送回収及びWeb回答とし、それらにかかる通信費などの費用は全て受託者の負担とする。市内小、中学校はWebでの回答とする。

ウ 調査結果の分析と報告

受託者は令和8年3月25日までに調査結果の集計、分析を行い、報告書を作成して提出する。

(2) 現施策実施状況の点検

庁内関係各課等からの「第4次宮古島市男女共同参画計画～うい・ずうプラン～」の具体的な取り組み状況を把握すると共に、施策に係る実績報告等により、現状分析を行い、より効果的な施策策定に反映させる。

(3) 第5次宮古島市男女共同参画計画素案の作成

計画策定の基本的な考え方、基本理念、計画の具体的な施策、計画の推進等の検討をし、計画素案を提案する。

(4) 会議等への対応

受託者は策定に係る下記の会議に出席することとし、会議での質疑における対応支援や提言等を行い、討議結果をその後の作業に反映させる。

①会議等の開催については、幹事会3回程度、推進委員会2回程度、懇話会3回程度、全8回程度を予定。開催にあたり、出席し支援を行う。

②パブリックコメントの資料提供や取りまとめ等の支援

5. 業務スケジュール（案）

(1) 令和7年度 市民意識調査の実施・分析・報告

(2) 令和8年度 現施策実施状況の点検、第5次計画素案の作成、会議等への対応、パブリックコメントへの対応、計画書作成

6. 提出書類

(1) 着手届、業務工程表、業務計画書、管理責任者届

(2) 完了報告書、納品書、引渡書、成果品

7. 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 令和7年度

①意識調査報告書 A4版（白黒）・・・10部

電子データ（CD等電子媒体）

②本業務に係る関連資料一式

(2) 令和8年度

①計画書：A4版（表紙カラー、本文モノクロ）・・・150部

②概要版：A4版（フルカラー）・・・200部

電子データ（CD等電子媒体）

③本業務に係る関連資料一式

8. 成果品の帰属

委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

9. 個人情報の管理

この業務により取得した個人情報の取扱いについては、本市の個人情報保護条例を遵守し、

情報漏えいや不正使用を行わないよう適正に管理すること。

10. 業務責任者

受託者は、委託業務の統括管理を行う「業務責任者」を定め、委託者に報告する。「業務責任者」を変更したときも同様とする。

11. その他

- (1) 受託者は業務を円滑に遂行するために、逐次本市と連絡調整を行わなければならない。
- (2) 担当者は業務に精通している者で、本市の施策を十分理解したうえで業務を遂行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務の追考にあたって疑義が生じた場合は、本市と協議の上決するものとする。